令和3年 地方分権改革に関する提案募集における計画策定等に係る提案の内容及び対応方針一覧

通番	提案事項	求める措置の具体的内容	対応方針
1	も・子育て支援事業計画において とを表するによりでは とのない。 とのよいの見い。 との見いの見い。 は、 は、 は、 は、 は、 は、 は、 は、 は、 は、	めることとされている「量の見込み」の算出にあたって、現在手引き等において示されている利用希望把握調査(アンケート調査)に基づく算出方法は、分析に要する労力とコストが大きいこと	5【内閣府(16)(v)】【文部科学省(11)(iv)】【厚生労働省(50)(iv)】 子ども・子育て支援法(平24法65) 市町村子ども・子育て支援事業計画(61条1項)における量の見込みの算出方法については、市町村(特別区を含む。以下この事項において同じ。)の事務負担を軽減する観点から、アンケート調査以外の手法を用いることも可能である旨を明確化し、市町村に令和4年度中を目途に周知するとともに、アンケート調査以外の手法を例示すること等について検討を行い、令和4年度中を目途に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。
2	都道府県献 血推進計画 の策定義所 付けの廃止 【重点事項】	安全な血液製剤の安定供給の確保等に関する 法律第10条第5項の規定に基づく都道府県献 血推進計画策定義務付けの廃止	5【厚生労働省】 (30)安全な血液製剤の安定供給の確保等に関する法律(昭31法160) 都道府県献血推進計画(10条5項)については、薬事・食品衛生審議会における今後の血液事業の在り方の検討 の中で、計画の策定義務の廃止や都道府県がその地域の実情に応じて計画の期間を判断することを可能とするこ と等について検討し、令和4年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。また、当面の措置と して、政策的に関連の深い他の計画等と一体のものとして策定することが可能であること等を明確化し、都道府県 に令和3年度中に通知する。

通番	提案事項	求める措置の具体的内容	対応方針
3	害者計画、都 道府県障害 福祉計画等 における計画	都道府県障害者計画(以下「障害者計画」という。)と都道府県障害福祉計画(以下「障害福祉計画」という。)等の統合等を促進するため、障害福祉計画を障害者基本計画と同じく5か年計画とすることを求める。または、障害者基本計画を6か年計画とすることを求める。併せて、障害者計画と障害福祉計画等計画内容の簡素化を求める。	5【内閣府】 (10] 障害者基本法(昭45法84) 障害者基本計画(11条1項)の計画期間を5年間から6年間に延長することについては、次期計画の策定に係る障害者飲棄委員会における議論を婚まえつつ、令和4年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講する。 また、都道府県障害者計画(同条2項)及び市町村障害者計画(同条3項)については、地方公共団体が地域の実情に応じて計画の期間、変更時期及び内容を定めることが可能であることを地方公共団体に令和3年度中に通知する。 5【厚生労働省】 (6) 児童福祉法(昭22法164)及び障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律8条1項及び89条1項)及び障害福祉計画(児童福祉法33条の20第1項)については、以下のとおり+で、これらの計画期間については、障害福祉サービス等報酬改定が同計画に与える影響を考慮しつつ延長する方向で検討し、社会保障審議会での議論も踏まえ、令和4年中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講する。・これらの記載内容については、地方公共団体の事務負担を軽減するため、令和4年度に予定される基本指針(障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律87条1項及び児童福祉法33条の19第1項)の策定の際に衛素化する方向で検討し、結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を結構と33条の19第1項の策定の際に簡素化する方向で検討し、結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を経済をの・基本指針の改正及び「障害福祉計画及び障害/保健福祉部企画課)の地方公共団体への送付については、地方公共団体の日滑な計画策定に資するよう、可能な限り早期に行う。

通番	提案事項	求める措置の具体的内容	対応方針
4	都道府県障害(児)限別で書(児)の政害 (児)の別別の別別で書 (児)計画の別別で書 (児)計画の別別では、「重点事項」では、「重点事項」では、「重点事項」が、「関係では、「関係では、「関係では、「関係では、「関係では、「関係では、「関係では、「関係では、「関係では、「関係では、「関係では、「関係では、「関係では、「関係では、「関係では、「関係では、「関係では、「関係では、」をは、「関係では、」」をは、「関係では、「関係では、「関係では、「関係では、「関係では、」をは、「関係では、「関係では、」をは、「関係では、」をは、「関係では、」をは、「関係では、」をは、「関係では、」をは、「関係では、」をは、「関係では、」をは、「関係では、」をは、「関係では、」をは、「関係では、」をは、「関係では、」をは、「関係では、」をは、「関係では、」をは、「関係では、」をは、「関係では、」をは、「関係では、」をは、、「関係では、」をは、、「関係では、、」をは、、「ののでは、、」をは、、「ののでは、、」をは、、「ののでは、、」をは、、「ののでは、、」をは、、「ののでは、、」をは、、「ののでは、、」をは、、「ののでは、、」をは、、「ののでは、、」をは、、「ののでは、、」をは、、、」をは、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、	地域住民の意識醸成や地域におけるソフト・ハード両面での対応に係る地方公共団体の裁量を高めることができるよう、都道府県・市町村障害福祉計画及び障害児福祉計画の計画期間を、上位計画である「障害者基本計画」において当県及び県内市町の多くが設定している現行の2倍である6年に延長すること。	び障害児福祉計画(児童福祉法33条の20第1項及び33条の22第1項)については、以下のとおりとする。
5	市町村障害 (児)福祉計 画の計画期 間の見直し 【重点事項】	関係法令等により策定が義務付けられている、 市町村障害(児)福祉計画について、計画期間 の延長を求める。	5【厚生労働省】 (5)児童福祉法(昭22法164)及び障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平17法123) (ii)障害福祉計画(障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律88条1項及び89条1項)及び障害児福祉計画(児童福祉法33条の20第1項及び33条の22第1項)については、以下のとおりとする。 ・これらの計画期間については、障害福祉サービス等報酬改定が同計画に与える影響を考慮しつつ延長する方向で検討し、社会保障審議会での議論も踏まえ、令和4年中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。 ・これらの記載内容については、地方公共団体の事務負担を軽減するため、令和4年度に予定される基本指針(障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律87条1項及び児童福祉法33条の19第1項)の策定の際に簡素化する方向で検討し、結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。 ・基本指針の改正及び「障害福祉計画及び障害児福祉計画の作成に係るQ&A」(厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部企画課)の地方公共団体への送付については、地方公共団体の円滑な計画策定に資するよう、可能な限り早期に行う。

	ı	`	
۰		_	۰
			ı
	-		ı

通番	提案事項	求める措置の具体的内容	対応方針
	づく市町村介 護保険事業 計画の計画 期間の見直し		5【厚生労働省】 (45)介護保険法(平9法123) (xiii)介護保険事業計画(117条1項及び118条1項)については、効率的かつ効果的な介護施策の推進に資するよう、地方公共団体における事務の実態を踏まえつつ、「介護保険事業に係る保険給付の円滑な実施を確保するための基本的な指針」(116条1項)の見直しを含め、地方公共団体の事務負担を軽減する方策を検討し、令和5年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。
7	地方公共団 体温室型 がス排出行 減等実定等 の拡充 「重点事項」	・技術的な助言の充実や専門知識のある人材の派遣等 ・温室効果ガス削減対策による削減量を通知・計画等によって明示 ・国または都道府県の主導による市町村の温室 効果ガスの算定	(8)地球温暖化対策の推進に関する法律(平10 法117)、環境教育等による環境保全の取組の促進に関する法律 (平15 法130)及び気候変動適応法(平30法50) (ⅱ)地方公共団体実行計画の策定に係る地方公共団体への支援については、地球温暖化対策計画(温対法8
	地域気候変動適応を都の策にを都があるとすること等の見直し	・都道府県単位での計画の策定のみとする ・単独策定する場合には、技術的な助言の充実 や専門知識のある人材の派遣等	5【環境省】 (8)地球温暖化対策の推進に関する法律(平10 法117)、環境教育等による環境保全の取組の促進に関する法律(平15 法130)及び気候変動適応法(平30法50) (iii)地域気候変動適応計画については、以下の措置を講ずる。 ・国立研究開発法人国立環境研究所による専門家派遣については、オンラインによる派遣も可能とし、地方公共団体に令和3年度中に周知する。 ・地域気候変動適応計画策定マニュアルについては、地域気候変動適応計画が地域の実情を踏まえつつ、地方公共団体の判断により策定されるものであること、環境以外の分野の行政計画であっても気候変動適応に関する内容が含まれる場合には地域気候変動適応計画と位置付けることが可能であることを明確化し、また、複数の都道府県や市区町村による共同策定を推進するため、共同策定する際の参考となる考え方等の記載内容を充実させるとともに、計画策定の負担軽減に資するツールの提供を含め、地方公共団体の事務負担を軽減するため改正し、地方公共団体に令和4年度中に通知する。

通番	提案事項	求める措置の具体的内容	対応方針
9		気候変動適応法、地球温暖化対策の推進に関する法律など、環境分野における各法律において策定が求められている各計画について、統廃合などの見直しを行うこと。	「大塚省」 (8)地球温暖化対策の推進に関する法律(平10 法117)、環境教育等による環境保全の取組の促進に関する法律(平15 法130)及び気候変動適応法(平30法50) (i)地方公共団体実行計画(地球温暖化対策の推進に関する法律(以下「温対法」という。)21 条)、行動計画(環境教育等による環境保全の取組の促進に関する法律8条1項)及び地域気候変動適応計画(気候変動適応法12条)については、地方公共団体の判断により、政策的に関連の深い他の計画等と一体のものとして策定することが可能であることを改めて明確化し、地方公共団体に令和3年度中に周知する。
10	品化の促進 等に関する 法律に基づく	「都道府県分別収集促進計画」策定の義務付けの廃止を求める。都道府県分別集促進計画は各市町村が策定する分別収集計画のデータを取りまとめている部分がほとんどであるため、計画の策定ではなく、市町村分別収集計画のデータを都道府県のホームページ上で公開することに留める等、事務の簡略化を求める。	5【環境省】 (7)容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律(平7法112) (i)都道府県分別収集促進計画(9条1項)については、都道府県における事務の実態等を把握した上で、その在り方について検討し、令和4年中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。また、当面の措置として、都道府県分別収集促進計画は廃棄物処理計画と一体のものとして策定することが可能であることを明確化し、その運用に当たっての留意事項を含め、都道府県に令和3年度中に通知する。
11	獣捕獲等事 業実施計画	指定管理鳥獣捕獲等事業交付金の採択要件とされている「指定管理鳥獣捕獲等事業実施計画」について、「第二種特定鳥獣管理計画」と統合するなど、規定を見直すこと。	5【環境省】 (13) 鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律(平14法88) (i)第二種特定鳥獣管理計画(7条の2第1項。以下この事項において「管理計画」という。)については、以下のとおりとする。 ・指定管理鳥獣捕獲等事業に関する実施計画(14条の2第1項。以下この事項において「実施計画」という。)と管理計画は、一定の条件を満たす場合には、一体のものとして策定し、都道府県がその実情に応じて管理計画の計画期間内で実施計画の計画期間を設定することも可能であることを明確化し、都道府県に通知する。 [措置済み(令和3年12月10日付け環境省自然環境局野生生物課鳥獣保護管理室事務連絡)] (ii)指定管理鳥獣捕獲等事業に関する計画については、都道府県の事務負担を軽減するため、様式の簡略化や記載事項の省力化を検討し、令和3年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。

4	
Ó	

通番	提案事項	求める措置の具体的内容	対応方針
12	第二種特定 鳥獣管見見 画の手続き見 関する規 の見直し 【重点事項】	鳥獣保護管理法において、「第二種特定鳥獣管理計画」の策定に当たって、環境審議会の代わりに鳥獣管理の有識者からの意見聴取を可能とすること。	「13) 鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律(平14法88) (i)第二種特定鳥獣管理計画(7条の2第1項。以下この事項において「管理計画」という。)については、以下のとおりとする。 ・管理計画を策定するに当たり自然環境保全法(昭47法85)51条の規定により置かれる審議会その他の合議制の機関(以下この事項において「合議制機関」という。)の意見を聴かなければならないとされていること(7条の2第3項において準用する4条4項)については、管理計画に関し別途設置される検討会等を合議制機関の下に部会等を設置することで代替するなど、都道府県の判断で柔軟に手続の簡素化・合理化を図ることが可能である旨を明確化し、都道府県に通知する。 [措置済み(令和3年12月10日付け環境省自然環境局野生生物課鳥獣保護管理室事務連絡]
13	本計画の抜	実質的に都道府県に策定が義務付けられている農村地域産業等導入基本計画(以下「基本計画」という)を廃止した上で、基本計画によらない国・都道府県・市町村間の調整方法の導入を求める。	5【農林水産省】 (13)農村地域への産業の導入の促進等に関する法律(昭46法112) 都道府県が定めることのできる当該都道府県における農村地域への産業の導入に関する基本計画(4条)については、都道府県の当該計画の変更等に係る事務負担を軽減するため、当該計画の記載事項に係る見直しを行う。
	土地改良法 に基づく災害	土地改良法第96条の4の準用規定により、市町村が土地改良法に基づく災害復旧工事を行う場合には、国や都道府県と異なり、応急工事計画に関し当該市町村の議会の議決を経ることが必要とされている。迅速な災害復旧工事の実施のため、市町村が行う災害復旧工事についても、国や都道府県と同様とすることを求める。	5【農林水産省】 (2)土地改良法(昭24法195) (ii)市町村(特別区を含む。)が災害又は突発事故被害のため急速に行う土地改良事業(96条の4第1項において準用する87条の5第1項)については、その応急工事計画に係る議会の議決を不要とするなど、都道府県と同様の手続とする。
15	地籍調査事 業計画に関 する変更手 続きの廃止 【重点事項】	法令上の根拠規定がない地籍調査事業計画に 関する変更手続きについて、その必要性や国負 担金等の交付手続きの実態等を踏まえ、廃止す ること。	5【国土交通省】 (3)国土調査法(昭26法180) (i)都道府県が毎年度定める事業計画(6条の3第2項)の変更手続については、令和3年度中に「国土調査事業事務取扱要領」(昭47経済企画庁総合開発局長)を改正し、廃止する。

通番	提案事項	求める措置の具体的内容	対応方針
16	流域別下水 道整備の計画の要件の 緩和 【重点事項】	2つ以上の都府県にまたがる流域別下水道整備総合計画(以下、「流総計画」)を策定・変更する場合であっても、他都府県の同意があれば国土交通大臣との協議等を不要とすること。 ※上記措置が不可能な場合、以下の措置を求める。 ・計画変更が不要な場合の拡大(下水道整備では水質環境基準の達成が困難な場合(例えば当県では、河口付近の湖沼については下水道施設によっては対処できない汚染原因により、仮に計画通り下水道施設を完備したとしても水質環境基準を満たす見込みがない)を類型化し、当該場合には、計画変更を不要とすることなど)・地方整備局への河川関係検討を含む事前協議の手続きの迅速化・提出書類の簡素化	5【国土交通省(11)】【環境省(3)】 下水道法(昭33法79) ((ii)流域別下水道整備総合計画(2条の2第1項)に係る国土交通大臣への協議については、以下の措置を講ずる。 ・二以上の都府県の区域にわたる水系に係る河川その他の公共の水域等についての流域別下水道整備総合計画に係る国土交通大臣への協議(同条7項)については、届出とする。 ・当該計画に含まれる二以上の都府県の区域にわたらない水系に係る河川その他の公共の水域等に係る記載については、国土交通大臣への届出の対象とならないことを明確化し、地方整備局及び都府県に令和4年中に通知する。 ・流域別下水道総合整備計画に関する河川関係の検討については、重複する様式の見直しなど手続の簡素化等をすることとし、地方整備局及び都道府県に令和3年度中に通知する。
17	下水道事業 計画の軽微 な変関する 見直し 【重点事項】	公共下水道の事業計画について、予定処理区域を変更する場合であっても、その変更する面積の範囲が狭小であるとき等は、下水道法施行令第5条の2で定める軽微な変更に該当するものとして、国土交通大臣への協議等を不要とするように事務の簡素化を求める。仮に、現在でも国土交通大臣への協議等が不要な場合は、その旨を明確化することを求める。	5【国土交通省(11)】【環境省(3)】 下水道法(昭33法79) (iii)公共下水道の事業計画の変更(4条6項)のうち、予定処理区域のみの変更で、当該変更前の計画における管渠や処理施設の配置・処理能力等に影響しないものについては、令和4年中に政令を改正し、国土交通大臣等への協議を不要とする。

通番	提案事項	求める措置の具体的内容	対応方針
18	配入宅方独等県本定者賃係共の都生国産産業の団番生産ののでは、まずでは、まずでは、まずでは、まずでは、まずでは、まずでは、まずでは、まず	地方公共団体が住宅確保要配慮者円滑入居賃貸住宅(登録住宅)に係る国の登録基準の緩和及び住宅確保要配慮者の範囲を独自に拡大するためには、住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律施行規則第3条及び第15条に基づき、賃貸住宅供給促進計画において定めることされている。地方公共団体が賃貸住宅供給促進計画を策定しない場合であっても、住生活基本計画において住宅確保要配慮者円滑入居賃貸住宅に係る国の登録基準の緩和等を規定することができるよう措置を求める。	5【国土交通省】 (20)住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律(平19法112) 都道府県賃貸住宅供給促進計画(5条1項)については、住生活基本計画(住生活基本法(平18法61)17条1項)と 一体のものとして策定する際は、都道府県がその実情に応じて計画の期間や変更時期を判断することが可能であることを明確化するとともに、実際の策定の手続等についても、令和4年中に実態調査を行い、都道府県の事務負担の軽減に資するような方策について、都道府県に令和4年度中に通知する。
	戦略における 数値目標や KPIの設定の	検証のための手引き」の改訂を行う(「4. 数値目	5【内閣官房(5)】【内閣府(17)】まち・ひと・しごと創生総合戦略(10条)については、地都道府県まち・ひと・しごと創生総合戦略(9条)及び市町村まち・ひと・しごと創生総合戦略(10条)については、地方公共団体の実情に応じた策定や効果検証により一層資するよう、「地方版総合戦略の策定・効果検証のための手引き」(令元内閣府地方創生推進室)を改定し、地方公共団体に令和4年度の早期に通知する。

通番	提案事項	求める措置の具体的内容	対応方針
20	要件等の簡素化など、同戦略の在り方の見直し	地方自治体の限られた人員、資源等を効率的に配分、活用するに当たっては、まち・ひと・しごと創生法に基づく地方版総合戦略に求める要含めた進捗管理等)の簡素化など、毎年の外部有識者の声に総合できたい。 具体的には、「地方版総合戦略の策定・効果検証のための手引き」p.9~p.12において、基本目標及び各施策ごとにKPIを設定することが、別してアウトプットではなく、アウトカムによる指展でいることがよめられてアウトプットではなく、アウトカムによる指標でいることがあり、KPIの数が課題になる。加えて、指標設定する。即間におり、KPIの数が課題になる。加えて、指標であれており、KPIの数が課題になる。から、指標である。また、同手引p.6において、「現標である」としてアウトプットではなく、から、指標でいることが、ともしてアウトプットではなく、から、指標でいることを明明を指述が、といる。また、同手を聴との労力を要している。また、同手組と地方版総合戦略者の推進及び進行機的な連携、p.19に外部の戦略の推進及び進行機能がな連携、p.19に外部で戦略の推進及び進行機能がな連携、p.19に外部で戦略のが推進及び進行機能がな連携、p.19に外部で、単路のが、ともとも、との労力を要している。 地方の双方にKPIを設定することをもって、計画的に考えている。 地方の双方にKPIを設定することをもって、計画的に考えている。	5.【内閣庁原(5)】【内閣府(17)】 まち・ひと・しごと創生法(平26法136) 都道府県まち・ひと・しごと創生総合戦略(9条)及び市町村まち・ひと・しごと創生総合戦略(10条)については、地方公共団体の実情に応じた策定や効果検証により一層資するよう。「地方版総合戦略の策定・効果検証のための手引き」(令元内閣府地方創生推進室)を改定し、地方公共団体に令和4年度の早期に通知する。

C		٦
C	×)

通番	提案事項	求める措置の具体的内容	対応方針
21		地方創生推進交付金実施計画及び地域再生計画について、①重複事項の省略化②窓口の一本化を求める。	5【内閣府】 (12)地域再生法(平17法24) (iii)地域再生計画や実施計画等の審査については、地方公共団体の負担軽減に資するよう、令和4年度から国の審査担当間の連携強化を図る。また、提出窓口について、令和5年度事業に係る申請から窓口を一本化する。 (iv)地域再生計画と実施計画等の記載の在り方については、令和5年度事業に係る申請から、実施計画等が地域再生計画を兼ねるように様式の一体化や記載事項の見直し等を行う。
22	交付申請に 係る地域再 生計画等策	地方創生推進交付金の交付申請に当たっての地域再生計画と位置付けること。	5【内閣府】 (12)地域再生法(平17法24) (iv)地域再生計画と実施計画等の記載の在り方については、令和5年度事業に係る申請から、実施計画等が地域再生計画を兼ねるように様式の一体化や記載事項の見直し等を行う。
23	点整備交付 金の交付申 請に係る地 域再生計画	地方版総合戦略を策定している場合は、これを 地方創生拠点整備交付金の交付申請に当たっ ての地域再生計画と位置付けること。 もしくは、現行の地域再生計画や交付金施設整 備計画の記載内容を簡素化するとともに、複数 の事業がある場合は包括的な計画での認定を 可能とすること。	5【内閣府】 (12)地域再生法(平17法24) (iv)地域再生計画と実施計画等の記載の在り方については、令和5年度事業に係る申請から、実施計画等が地域再生計画を兼ねるように様式の一体化や記載事項の見直し等を行う。
	地域再生計 画認定手続 きの見直し 【重点事項】	地方創生推進交付金の交付申請の前提となる 地域再生計画の策定について、推進交付金実 施計画の提出時期と時期とずらすなど、負担の 緩和を図ること。	5【内閣府】 (12)地域再生法(平17法24) (ii)地域再生計画(5条1項)並びに地方創生推進交付金の申請に係る実施計画及び地方創生拠点整備交付金の申請に係る施設整備計画(以下「実施計画等」という。)の提出期限については、地方公共団体の検討期間をより一層確保するため、令和4年度から見直す。

対応方針

诵番 提案事項

求める措置の具体的内容

通番	提案事項	求める措置の具体的内容	対応方針
28	動植物防除 実施要綱が 技術的助言 であることの		(4)植物防疫法(昭25 法151) 農作物有害動植物防除実施要綱(昭47 農林水産事務次官)で都道府県の行う防疫(29 条から33 条)に関する措置として策定することとされている都道府県防除実施方針及び市町村防除実施計画については、当該要綱が技術的助言であり、地方公共団体の判断により、策定しないことが可能であることを明確化し、地方公共団体に通知す
29	計画の協議に係る様式及び実施に関する計画の届出に係る	国土調査法第6条の3第2項に基づき都道府県が定める事業計画の協議に係る様式「国土調査事業事務取扱要領第29別記様式第24別紙(2)事業計画明細書」という。)と、国土調査法第6条の4第1項に基づき実施主体が作成する実施に関する計画の届出に係る様式「国土調査事業事務取扱要領第30別記様式第25別紙(1)実施に関する計画」(以下、「実施に関する計画」という。)の様式を統一することを求める。	5【国土交通省】 (3)国土調査法(昭26 法180) (ii)市町村又は土地改良区等が都道府県知事に届け出る地籍調査の実施に関する計画(6条の4第2項)の様式については、都道府県が独自に定めることが可能であることを明確化するため、令和3年度中に「国土調査事業事務取扱要領」を改正し、地方公共団体に通知する。

計画策定等における地方の自主性・自立性の確保について

- 日本が成熟社会を迎えている中にあって、地域社会における諸課題は複雑化しており、それを画一的な方法で解いていくことはできず、それぞれの地域の実情に応じた柔軟な対応が求められており、全ての人が生きがいを感じられる、多様性が尊重される社会を作るためには、地方の自主性及び自立性を高める必要がある。
- 他方、新型コロナウイルス感染症への対応においては、ワクチン接種や病床の確保など、国と地方が一体となって取り組む必要があることが明らかとなるなど、国と地方の新たな役割分担の検討も求められている。また、東京一極集中による、都市部での災害や感染症のリスクの高まりや、地方の過疎化をはじめとした地方と都市との格差是正を進める必要があることから、行政のデジタル化の推進が不可欠である。
- 国の政策目的を達成するための手段として、一定の方式による計画の策定等を求める手法を用いた国の働きかけが地方公共団体の事務の負担になっているとの指摘がなされている。

このことについて、全国知事会ではワーキングチームを設置し検討が行われたほか、提案募集方式 の下でも地方から改善の提案が毎年数多く提出されており、また国会においても質疑が繰り返される など、地方のみならず国においても強い問題意識が持たれている状況である。

計画策定等における地方の自主性・自立性の確保について

- 計画等の策定及びその手続に関しては、平成21年の地方分権改革推進委員会第三次勧告において、義務付け・枠付けにおいても特に問題のある事項として、分類とそれぞれの分類に応じた具体的に講ずべき措置が示され、一定の見直しがなされてきたところであるが、前述の問題意識を踏まえ、当会議において調査を行った結果、計画等の策定に関する規定の数は、平成22年から令和2年までの10年間で約1.5倍に増加しているという状況であることが明らかとなった。これらの規定の中には、計画等の策定を義務付けるもののほか、計画等の策定を努力義務やできる規定としながら、計画等を策定することを財政支援等の要件としているような、いわば実質的な義務付けとしている例もみられるところである。
- 以上の結果、地方公共団体においては、増加し続ける計画等に係る業務への対応に多大な労力を要している面がある。特に、各府省の業務は、都道府県では「部」に、市町村では「課」に相当する組織において担われており、新たに一定の方式による計画の策定等を求める手法を用いた国の働きかけは、いわば「逆三角形の構造」で現場の負担を増すこととなっていることに留意すべきである。
- 計画等に係る事務は、行政を効率的かつ計画的に行って行政目的を達成するための手段であり、 新たな計画等の策定や手続に係る事務によって大きな負担が生じた結果として、達成されるべき行 政目的そのものに係る事務への対応に注力できない状況は、行政の在り方として本末転倒ともいえ る状況である。

計画策定等における地方の自主性・自立性の確保について

■ 地方の自主性及び自立性を高めるためにも、義務付け・枠付けについて見直しを行ってきた第二次 勧告及び第三次勧告の趣旨を踏まえれば、一定の方式による計画の策定等を求める手法を用いた 国の働きかけは、一般的な法令制定の形であれ、個別の関与の形であれ、必要最低限とされるべき である。

国と地方が一体となり、かつ、それぞれの分担する役割を果たしながら、迅速かつ効率的に行政を進める必要がある今、地方公共団体における計画等に係る事務について負担の軽減を図り、地方公共団体が本来注力すべき地域の総合的な行政の機能を十分に発揮していく必要がある。

- このため、当会議としては、地方の自主性及び自立性を確保する観点から、以下の視点に十分留意しながら、計画等の策定及びその手続に係る一般通則的ルールを明確化した上で、一定の方式による計画の策定等を求める手法を用いた国の働きかけについて、真に必要なものに限るとともに、新たなものについてもできる限り抑制するべきと考える。
 - ① 施策を推進する目的やその効果に対し、一定の方式による計画の策定等を求める手法が必須かどうか。
 - ② 団体の規模の如何にかかわらず、全国一律に策定を求めることが適当かどうか。
 - ③ 他の地方公共団体と共同での策定も可能であることを原則とすべきではないか。
 - ④ 当該事項と関連する他の事項の計画と一体をなす形での策定や、当該事項を包括する総合的な計画の中に織り込む形での策定も可能であることを原則とすべきではないか。
 - ⑤ 計画に定めるべき事項及び策定手続(変更手続を含む。)については、地方の自主性に委ねることを原則とすべきではないか。

計画等の策定が「義務」規定の条項

	No.	法律名	条	項	条項の制 定年又は 最終改正 年	法律の制定年	閣法/議法	計画等の名称
	1	総合特別区域法	12	1	H23	Н23	閣	国際戦略総合特別区域計画
	2	総合特別区域法	35	1	Н23	H23	閣	地域活性化総合特別区域計画
	3	離島振興法	4	5	H24	S28	議	離島振興計画
	4	国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関 する法律	9	1	H24	H24	議	障害者就労施設等からの物品等の調達の推進を図る ための方針
59	5	子ども・子育て支援法	61	1	H24	H24	閣	市町村子ども・子育て支援事業計画
	6	子ども・子育て支援法	62	1	H24	H24	閣	都道府県子ども・子育て支援事業支援計画
	7	国家戦略特別区域法	8	1	H25	H25	閣	区域計画
	8	消防団を中核とした地域防災力の充実強化に関する法律	7	2	H25	H25	議	地域防災力を充実強化するための具体的な事業に関する計画
	9	農林漁業の健全な発展と調和のとれた再生可能エネルギー電気 の発電の促進に関する法律	16	1	H25	H25	閣	所有権移転等促進計画
	10	地方教育行政の組織及び運営に関する法律	1-3	1	H26	S31	閣	教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策の 大綱
	11	沖縄振興特別措置法	55-2	1	H26	H14	閣	経済金融活性化計画
	12	鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律	14-2	1	H26	H14	閣	実施計画

	No.	法律名	条	項	条項の制 定年又は 最終改正 年	法律の制 定年	閣法 議法	計画等の名称
•	13	地域公共交通の活性化及び再生に関する法律	27-16	1	Н26	H19	閣	地域公共交通利便増進実施計画
	14	国民健康保険法	82-2	1	Н27	S33	閣	都道府県国民健康保険運営方針
	15	女性の職業生活における活躍の推進に関する法律	19	1	H27	Н27	閣	特定事業主行動計画
	16	児童福祉法	33-20	1	H28	S22	閣	市町村障害児福祉計画
	17	児童福祉法	33-22	1	H28	S22	閣	都道府県障害児福祉計画
60	18	教育公務員特例法	22-4	1	H28	S24	閣	教員研修計画
	19	自殺対策基本法	13	1	H28	H18	議	都道府県自殺対策計画
	20	自殺対策基本法	13	2	H28	H18	議	市町村自殺対策計画
•	21	有人国境離島地域の保全及び特定有人国境離島地域に係る地域 社会の維持に関する特別措置法	10	5	H28	Н28	議	都道県計画
	22	官民データ活用推進基本法	9	1	H28	H28		都道府県官民データ活用推進計画
,	23	地方自治法	150	1	H29	S22	閣	財務に関する事務等の適正な管理及び執行を確保す るための方針
	24	地方独立行政法人法	87-8	1	Н29	H15	閣	年度目標
	25	地方独立行政法人法	87-17	1	Н29	H15	閣	関係市町村年度目標

	No.	法律名	条	項	条項の制 定年又は 最終改正 年	法律の制 定年	閣法/議法	計画等の名称
	26	漁業法	62	1	Н30	S24	閣	海区漁場計画
	27	漁業法	67	1	Н30	S24	閣	内水面漁場計画
	28	水道法	5-3	6	Н30	S32	閣	水道基盤強化計画
	29	特定複合観光施設区域整備法	6	1	Н30	Н30	閣	実施方針
	30	森林経営管理法	4	1	Н30	Н30	閣	経営管理権集積計画
61	31	森林経営管理法	35	1	Н30	Н30	閣	経営管理実施権配分計画
	32	健康寿命の延伸等を図るための脳卒中、心臓病その他の循環器 病に係る対策に関する基本法	11	1	H30	Н30	議	都道府県循環器病対策推進計画
	33	障害者の雇用の促進等に関する法律	7-3	1	R1	S35	閣	障害者活躍推進計画
	34	高齢者の医療の確保に関する法律	125-2	1	R1	S57	閣	基本的な方針
	35	浄化槽法	12-5	1	R1	S58	議	設置計画
	36	棚田地域振興法	8	2	R1	R1	議	指定棚田地域振興活動計画
	37	家畜伝染病予防法	12-3-4	1	R2	S26	閣	飼養衛生管理指導等計画
	38	高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律	36-2	1	R2	H18	閣	教育啓発特定事業計画

No.	法律名	条	項	条項の制 定年又は 最終改正 年	法律の制 定年	閣法/議法	計画等の名称
39	地域公共交通の活性化及び再生に関する法律	5	9	R2	H19	閣	地域公共交通計画
40	地域公共交通の活性化及び再生に関する法律	27-2	1	R2	H19	閣	地域旅客運送サービス継続実施計画
41	防災重点農業用ため池に係る防災工事等の推進に関する特別措 置法	5	1	R2	R2	議	防災工事等推進計画

計画等の策定が「努力義務」規定の条項

No.	法律名	条	項	条項の制 定年又は 最終改正 年	法律の制 定年	閣法 議法	計画等の名称
1	お茶の振興に関する法律	3	1	Н23	H23	議	振興計画
2	津波対策の推進に関する法律	9	2	Н23	Н23	議	津波が発生し、又は発生するおそれがある場合における避難場所、避難の経路その他住民の迅速かつ円滑な避難を確保するために必要な事項に関する計画
3	スポーツ基本法	10	1	Н23	H23	議	地方スポーツ推進計画
4	歯科口腔保健の推進に関する法律	13	1	Н23	H23	議	基本的事項
5	鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止のための特別措置に 関する法律	7-2	2	H24	Н19	議	特定希少鳥獣管理計画、第二種特定鳥獣管理計画
6	消費者教育の推進に関する法律	10	1	H24	H24	議	都道府県消費者教育推進計画
7	消費者教育の推進に関する法律	10	2	H24	H24	議	市町村消費者教育推進計画
8	建築物の耐震改修の促進に関する法律	6	1	H25	Н07	閣	市町村耐震改修促進計画
9	アルコール健康障害対策基本法	14	1	H25	H25	議	都道府県アルコール健康障害対策推進計画
10	子どもの貧困対策の推進に関する法律	9	1	Н25	H25	議	都道府県計画
11	障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律	10	1	Н25	H25	閣	地方公共団体等職員対応要領
12	いじめ防止対策推進法	12		Н25	Н25	議	地方いじめ防止基本方針

63

	No.	法律名	条	項	条項の制 定年又は 最終改正 年		閣法 議法	計画等の名称
	13	奄美群島振興開発特別措置法	5	7	Н26	S29	閣	振興開発計画
	14	小笠原諸島振興開発特別措置法	6	6	H26	S44	閣	振興開発計画
	15	花きの振興に関する法律	4	1	H26	H26	議	振興計画
	16	内水面漁業の振興に関する法律	10	1	H26	H26	議	都道府県計画
	17	まち・ひと・しごと創生法	9	1	H26	H26	閣	都道府県まち・ひと・しごと創生総合戦略
64	18	まち・ひと・しごと創生法	10	1	H26	H26	閣	市町村まち・ひと・しごと創生総合戦略
	19	農業委員会等に関する法律	7	1	H27	S26	閣	農地等の利用の最適化の推進に関する指針
	20	都市農業振興基本法	10	1	H27	H27	議	地方計画
	21	女性の職業生活における活躍の推進に関する法律	6	1	H27	H27	閣	都道府県の区域内における女性の職業生活における 活躍の推進に関する施策についての計画
	22	女性の職業生活における活躍の推進に関する法律	6	2	H27	H27	閣	市町村の区域内における女性の職業生活における活 躍の推進に関する施策についての計画
	23	成年後見制度の利用の促進に関する法律	14	1	H28	H28	議	市町村の区域における成年後見制度の利用の促進に 関する施策についての基本的な計画
	24	有人国境離島地域の保全及び特定有人国境離島地域に係る地域 社会の維持に関する特別措置法	10	1	H28	H28	議	都道県計画
	25	官民データ活用推進基本法	9	3	H28	H28	議	市町村官民データ活用推進計画

	No.	法律名	条	項	条項の制 定年又は 最終改正 年	法律の制 定年	閣法 / 議法	計画等の名称
•	26	再犯の防止等の推進に関する法律	8	1	H28	Н28	議	地方再犯防止推進計画
	27	建設工事従事者の安全及び健康の確保の推進に関する法律	9	1	Н28	H28	議	都道府県計画
	28	無電柱化の推進に関する法律	8	1	H28	H28	議	都道府県無電柱化推進計画
	29	無電柱化の推進に関する法律	8	2	H28	H28	議	市町村無電柱化推進計画
	30	自転車活用推進法	10	1	H28	H28	議	都道府県自転車活用推進計画
65	31	自転車活用推進法	11	1	H28	H28	議	市町村自転車活用推進計画
	32	地方自治法	150	2	H29	S22	閣	財務に関する事務等の適正な管理及び執行を確保す るための方針
	33	文化芸術基本法	7-2	1	H29	H13	議	地方文化芸術推進基本計画
	34	高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律	24-2	1	Н30	H18	閣	移動等円滑化促進方針
	35	障害者による文化芸術活動の推進に関する法律	8	1	Н30	Н30	議	障害者による文化芸術活動の推進に関する計画
	36	ギャンブル等依存症対策基本法	13	1	Н30	Н30	議	都道府県ギャンブル等依存症対策推進計画
	37	気候変動適応法	12		Н30	Н30	閣	地域気候変動適応計画
	38	アイヌの人々の誇りが尊重される社会を実現するための施策の 推進に関する法律	8	1	Н31	Н31	閣	都道府県方針

	No.	法律名	条	項	条項の制 定年又は 最終改正 年	法律の制	閣法/議法	計画等の名称
	39	子どもの貧困対策の推進に関する法律	9	2	R1	H25	議	市町村計画
	40	食品ロスの削減の推進に関する法律	12	1	R1	R1	議	都道府県食品ロス削減推進計画
	41	食品ロスの削減の推進に関する法律	13	1	R1	R1	議	市町村食品ロス削減推進計画
	42	学校教育の情報化の推進に関する法律	9	1	R1	R1	議	都道府県学校教育情報化推進計画
	43	学校教育の情報化の推進に関する法律	9	2	R1	R1	議	市町村学校教育情報化推進計画
66	44	日本語教育の推進に関する法律	11		R1	R1	議	地方公共団体における日本語教育の推進に関する施策を総合 的かつ効果的に推進するための基本的な方針
	45	視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する法律	8	1	R1	R1	議	視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する計画
	46	社会福祉法	106-5	1	R2	S26	閣	重層的支援体制整備事業実施計画

	No.	法律名	条	項	条項の制 定年又は 最終改正 年		閣法議法	計画等の名称
	1	都市再生特別措置法	19-2	1	Н23	H14	閣	整備計画
	2	東日本大震災復興特別区域法	4	1	Н23	Н23	閣	復興推進計画
	3	東日本大震災復興特別区域法	24	1	Н23	Н23	閣	食料供給等施設整備計画
	4	東日本大震災復興特別区域法	46	1	Н23	Н23	閣	復興整備計画
	5	東日本大震災復興特別区域法	53	1	Н23	Н23	閣	集団移転促進法第三条第一項に規定する集団移転促 進事業計画
2	6	東日本大震災復興特別区域法	57	1	Н23	Н23	閣	事業計画
	7	津波防災地域づくりに関する法律	10	1	H23	H23	閣	推進計画
	8	津波防災地域づくりに関する法律	16	2	Н23	H23	閣	集団移転促進事業計画
	9	児童福祉法	56-4-2	1	H24	S22	閣	市町村整備計画
	10	離島振興法	7-2	1	H24	S28	議	離島活性化交付金等事業計画
_	11	沖縄県における駐留軍用地跡地の有効かつ適切な利用の推進 に関する特別措置法	13	1	H24	Н07	閣	特定事業の見通し
	12	沖縄振興特別措置法	35	1	H24	H14	閣	産業高度化・事業革新促進計画
	13	沖縄振興特別措置法	105-2	1	H24	H14	閣	沖縄振興交付金事業計画

	No.	法律名	条	項	条項の制 定年又は 最終改正 年	法律の制 定年	閣法議法	計画等の名称
	14	都市再生特別措置法	19-15	1	H24	H14	閣	都市再生安全確保計画
	15	福島復興再生特別措置法	67	1	H24	H24	閣	地熱資源開発計画
	16	都市の低炭素化の促進に関する法律	7	1	H24	H24	閣	低炭素まちづくり計画
	17	港湾法	50-6	1	Н25	S25	閣	特定利用推進計画
	18	南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置 法	12	1	Н25	H14	議	津波避難対策緊急事業計画
	19	特定地域及び準特定地域における一般乗用旅客自動車運送事 業の適正化及び活性化に関する特別措置法	9	1	Н25	H21	閣	準特定地域計画
' 	20	福島復興再生特別措置法	18	1	Н25	H24	閣	企業立地促進計画
	21	福島復興再生特別措置法	45	1	Н25	H24	閣	生活拠点形成事業計画
	22	大規模災害からの復興に関する法律	9	1	Н25	H25	閣	都道府県復興方針
	23	大規模災害からの復興に関する法律	10	1	Н25	H25	閣	復興計画
	24	大規模災害からの復興に関する法律	17	1	Н25	H25	閣	集団移転促進事業計画
	25	大規模災害からの復興に関する法律	21	1	Н25	Н25	閣	事業計画
	26	農林漁業の健全な発展と調和のとれた再生可能エネルギー電 気の発電の促進に関する法律	5	1	H25	H25	閣	基本計画

No.	法律名	条	項	条項の制 定年又は 最終改正 年	法律の制	閣法法議法	計画等の名称
27	首都直下地震対策特別措置法	8	1	H25	H25	議	基盤整備等計画
28	首都直下地震対策特別措置法	21	1	H25	H25	議	地方緊急対策実施計画
29	首都直下地震対策特別措置法	24	1	H25	H25	議	特定緊急対策事業推進計画
30	強くしなやかな国民生活の実現を図るための防災・減災等に 資する国土強靱化基本法	13		Н25	Н25	議	国土強靱化地域計画
31	産業競争力強化法	127	1	Н25	Н25	閣	創業支援等事業計画
32	産業競争力強化法	127	2	Н25	Н25	閣	創業支援等事業計画
33	道路法	39-2	1	Н26	S27	閣	入札占用指針
34	奄美群島振興開発特別措置法	8	1	Н26	S29	閣	交付金事業計画
35	奄美群島振興開発特別措置法	11	1	Н26	S29	閣	産業振興促進計画
36	都市計画法	87-2	3	Н26	S43	閣	基本方針
37	小笠原諸島振興開発特別措置法	11	1	Н26	S44	閣	産業振興促進計画
38	地域における医療及び介護の総合的な確保の促進に関する法 律	4	1	H26	H01	閣	都道府県計画
39	沖縄振興特別措置法	28	1	Н26	H14	閣	情報通信産業振興計画

No.	法律名	条	項	条項の制 定年又は 最終改正 年	法律の制定年	閣法 議法	計画等の名称
40	沖縄振興特別措置法	41	1	Н26	H14	閣	国際物流拠点産業集積計画
41	都市再生特別措置法	81	1	Н26	H14	閣	立地適正化計画
42	鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律	7-2	1	Н26	H14	閣	第二種特定鳥獣管理計画
43	地域再生法	17-57	1	Н26	H17	閣	地域農林水産業振興施設整備計画
44	雨水の利用の推進に関する法律	8	1	Н26	H26	議	都道府県方針
45	雨水の利用の推進に関する法律	9	1	Н26	H26	議	市町村計画
46	農業の有する多面的機能の発揮の促進に関する法律	5	1	Н26	H26	閣	基本方針
47	農業の有する多面的機能の発揮の促進に関する法律	6	1	Н26	H26	閣	促進計画
48	地域自然資産区域における自然環境の保全及び持続可能な利 用の推進に関する法律	4	1	H26	H26	議	地域計画
49	アレルギー疾患対策基本法	13		Н26	Н26	議	都道府県におけるアレルギー疾患対策の推進に関す る計画
50	空家等対策の推進に関する特別措置法	6	1	Н26	H26	議	空家等対策計画
51	半島振興法	9-2	1	H27	S60	議	産業振興促進計画
52	沖縄県における駐留軍用地跡地の有効かつ適切な利用の推進 に関する特別措置法	18-3	1	H27	Н07	閣	特定事業の見通し

No.	法律名	条	項	条項の制 定年又は 最終改正 年	法律の制 定年	閣法 議法	計画等の名称
53	地域再生法	17-17	1	H27	H17	閣	地域再生土地利用計画
54	地域再生法	17-57	5	H27	H17	閣	地域農林水産業振興施設整備計画
55	福島復興再生特別措置法	33	1	H27	H24	閣	帰還・移住等環境整備事業計画
56	琵琶湖の保全及び再生に関する法律	3	1	H27	H27	議	琵琶湖保全再生計画
57	港湾法	37-3	1	H28	S25	閣	公募対象施設等の公募占用指針
58	高年齢者等の雇用の安定等に関する法律	34	1	H28	S46	閣	地域高年齢者就業機会確保計画
59	高齢者の居住の安定確保に関する法律	4-2	1	H28	H13	閣	市町村高齢者居住安定確保計画
60	地域再生法	17-24	1	Н28	H17	閣	生涯活躍のまち形成事業計画
61	真珠の振興に関する法律	3	1	Н28	H28	議	振興計画
62	土地改良法	87-3	1	Н29	S24	閣	土地改良事業計画
63	土地改良法	87-4	1	Н29	S24	閣	緊急耐震工事計画
64	土地改良法	96-4	1	H29	S24	閣	応急工事計画、緊急耐震工事計画
65	通訳案内士法	54	1	H29	S24	閣	地域通訳案内士育成等計画

No.	法律名	条	項	条項の制 定年又は 最終改正 年		閣法 議法	計画等の名称
66	港湾法	50-16	1	Н29	S25	閣	国際旅客船拠点形成計画
67	都市公園法	5-2	1	H29	S31	閣	公募設置等指針
68	地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に 関する法律	11	1	Н29	H19	閣	土地利用調整計画
69	住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法 律	5	1	H29	H19	閣	都道府県賃貸住宅供給促進計画
70	住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法 律	6	1	H29	H19	閣	市町村賃貸住宅供給促進計画
71	福島復興再生特別措置法	17-2	1	H29	H24	閣	特定復興再生拠点区域復興再生計画
72	文化財保護法	183-2	1	Н30	S25	閣	文化財保存活用大綱
73	文化財保護法	183-3	1	Н30	S25	閣	文化財保存活用地域計画
74	水道法	5-3	1	Н30	S32	閣	水道基盤強化計画
75	都市再生特別措置法	19-13	1	Н30	H14	閣	都市再生駐車施設配置計画
76	都市再生特別措置法	109-15	1	Н30	H14	閣	低未利用土地権利設定等促進計画
77	地域再生法	17-13	1	Н30	H17	閣	商店街活性化促進事業計画
78	特定複合観光施設区域整備法	9	1	Н30	Н30	閣	区域整備計画

No.	法律名	条	項	条項の制 定年又は 最終改正 年	法律の制定年	閣法 議法	計画等の名称
79	生産性向上特別措置法	37	1	Н30	Н30	閣	導入促進基本計画
80	地域における大学の振興及び若者の雇用機会の創出による若 者の修学及び就業の促進に関する法律	5	1	Н30	Н30	閣	地域における大学振興・若者雇用創出事業に関する 計画
81	アイヌの人々の誇りが尊重される社会を実現するための施策 の推進に関する法律	10	1	Н31	Н31	閣	アイヌ施策推進地域計画
82	商工会及び商工会議所による小規模事業者の支援に関する法 律	5	1	R1	Н05	閣	事業継続力強化支援計画
83	商工会及び商工会議所による小規模事業者の支援に関する法 律	5	2	R1	Н05	閣	事業継続力強化支援計画
84	商工会及び商工会議所による小規模事業者の支援に関する法 律	5	3	R1	Н05	閣	事業継続力強化支援計画
85	商工会及び商工会議所による小規模事業者の支援に関する法 律	7	1	R1	Н05	閣	経営発達支援計画
86	商工会及び商工会議所による小規模事業者の支援に関する法 律	7	2	R1	Н05	閣	経営発達支援計画
87	商工会及び商工会議所による小規模事業者の支援に関する法 律	7	3	R1	Н05	閣	経営発達支援計画
88	地域再生法	17-36	1	R1	H17	閣	地域住宅団地再生事業計画
89	地域再生法	17-54	1	R1	H17	閣	既存住宅活用農村地域等移住促進事業計画
90	棚田地域振興法	6	1	R1	R1	議	都道府県棚田地域振興計画
91	道路法	48-23	1	R2	S27	閣	公募占用指針

No.	法律名	条	項	条項の制 定年又は 最終改正 年	法律の制	閣法 / 議法	計画等の名称
92	マンションの管理の適正化の推進に関する法律	3-2	1	R2	H12	閣	マンション管理適正化推進計画
93	都市再生特別措置法	109-7	1	R2	H14	閣	居住誘導区域等権利設定等促進計画
94	福島復興再生特別措置法	7	1	R2	H24	閣	福島復興再生計画
95	福島復興再生特別措置法	17-19	1	R2	H24	閣	農用地利用集積等促進計画
96	福島復興再生特別措置法	74	1	R2	H24	閣	特定事業活動振興計画
97	福島復興再生特別措置法	84	1	R2	H24	閣	新産業創出等推進事業促進計画
98	文化観光拠点施設を中核とした地域における文化観光の推進 に関する法律	12	1	R2	R2	閣	地域計画